

違法リフトの適正化について

TRY SYSTEM ENGINEERING

TRY SYSTEM ENGINEERING

労働安全衛生法対応



1.簡単チェック！不適合チェック表

▷御社のリフト／昇降機は大丈夫ですか？

下記の項目にひとつでもチェックマークが入ると不適合の疑いがあります。

建築基準法

☐	建築物の検査済み証がありません。	→違法建築の疑いがあります。
☐	確認申請をしていません。	→違法建築の疑いがあります。
☐	検査済み証はありません。	→違法建築の疑いがあります。
☐	行政への報告はしていません。	→違法エレベーターの疑いがあります。
☐	年次点検は資格を持っている人が実施していません。	→事故が起きたとき、有資格者による検査がなされていないと処罰されます。
☐	エレベーターは人が乗ることが出来ません。	→人、荷物、用途に関わらず運搬出来ないといけません。
☐	定期検査報告を実施していません	→定期検査報告は、車の車検と同じです。処罰の対象になります。

労働安全衛生法

☐	簡易リフトとして設置報告を行っていません。（積載荷重250kg以上）	→250kg以上は設置報告の義務があります。
☐	簡易リフトで床面積が1㎡、カゴの高さが1.2mを共に超えています。	→床面積が1㎡以下または、カゴの高さが1,2m以下にしないといけません。
☐	簡易リフト周囲に囲いがありません。	→過去の事故、死亡の多くは安全装置の欠落に寄るものです。
☐	扉にロック装置がなく、リミットスイッチのみが付いています。	→過去の事故、死亡の多くは安全装置の欠落に寄るものです。
☐	扉にロック装置がなく、リミットスイッチもありません。	→過去の事故、死亡の多くは安全装置の欠落に寄るものです。

▷なぜリフトを適合化しなければいけないのか・・・4.死亡事例へ

2.事業内容

昇降機的设计・製造

簡易リフト：クリーンルーム、耐圧防爆

油圧テーブルリフト：耐圧防爆

荷物用エレベーター：油圧、ロープ、機械室レス

小型荷物用昇降機：クリーンルーム、耐圧防爆

自動搬送装置：クリーンルーム、耐圧防爆

フォーク式搬送装置：耐圧防爆

*ステンレス仕様もできます。

昇降、反転、回転、投入装置の開発

コンベア搬送システム：クリーンルーム、耐圧防爆

ホッパー昇降、搬送、投入装置：クリーンルーム、耐圧防爆

バケット昇降、搬送、投入装置：クリーンルーム、耐圧防爆

コンテナ昇降、搬送、投入装置：耐圧防爆

*ステンレス仕様もできます。

倉庫・物流設備事業

物品棚・倉庫内設備の販売

物流倉庫設備の新設・リニューアル工事

高所作業用昇降式足場

ラック式高所作業用足場

ローラーチェーン式高所作業用足場

油圧式高所作業用足場

レトロフィット事業

昇降機のレトロフィット

高所作業用足場のレトロフィット

自動搬送装置のレトロフィット

メンテナンス

法令による定期月例点検

法令による定期年次点検

*他メーカーの機械も実施可能です。

3.労働安全衛生法と建築基準法について

項目	労働安全衛生法	建築基準法
	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、クレーン等安全規則	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター (一般公衆の用に供されるものは除く)で積載荷重 0.25t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機(用途、積載、荷重にかかわらず)
区分	●エレベーター かごの面積 1㎡超かつ高さ1.2m超 ●簡易リフト かごの面積 1㎡以下又は高さ1.2m以下 高 ↑ 高さ ↓ 低 1.2m ③簡易リフト ④エレベーター ①簡易リフト ②簡易リフト 小 ← 1㎡ → 大 面積 高 ↑ 高さ ↓ 低 1.2m ③エレベーター ④エレベーター ①小荷物専用 昇降機 ②エレベーター 小 ← 1㎡ → 大 面積 ※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため建築基準法におけるエレベーターの構造規格が適用されます。	
構造規格	労働安全衛生法の簡易リフト構造規格	建築基準法のエレベーター構造規格

高

↑

高さ

↓

低

1.2m

③エレベーター

④エレベーター

①小荷物専用昇降機

②エレベーター

小

←

1㎡

→

大

面積

※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため建築基準法におけるエレベーターの構造規格が適用されます。

※その他、建屋に関しましては消防法に該当する場合がございますので事前に確認をお願い致します。

※人手を介さず荷物を自動搬送する装置は搬送設備として区別されており、昇降機の法律は適用されません。自動搬送装置は昇降機に該当しない設備です。

4.死亡事例

平成24年4月27日(金)に埼玉県上尾市の工場に設置されたテーブルリフトを利用したエレベーターにおいて、従業員が2階からエレベーターのかごへ転落し、死亡するという事故が起きました。

当該エレベーターについては、これまでの上尾市の調査で、建築確認申請された記録がなく、設計者・施工者が不明であり、また、エレベーターのかごが到着していない状態で扉が開くなど建築基準法に適合しない部分があったことが確認されております。

こうした事故やトラブルを未然に防ぐためにも、リフトの適合化は非常に重要視されています。

企業等のコンプライアンス(法令遵守)が強く求められる昨今。

工場等に簡易リフト・エレベーターを設置する事業者には、労働安全衛生法に係る設置届または設置報告書と、建築基準法に基づく手続(建築確認、完了検査、定期検査報告)を適正に行うことが求められています。

5.改善事例

▷違法リフトの適正化を始めませんか！

見積もり作業をいたします。

建築基準法、労働安全衛生法両法令に沿った適正化を実施致します。

油圧リフト、簡易リフトを建築基準法に基づく改造適正化。

全て特定行政庁の建築指導課、労働基準監督署と協議の上実施をしており、
特定行政庁への対応、提出書類、図面作成、12条5項書類作成等全て行います。

6.改造実施例 ゲートレール

1 階ゲートレール溝掘削前



1階ゲートレール溝掘削後



7.改造実施例 操作盤

操作盤交換前



操作盤交換後



8.改造実施例 制御盤

制御盤交換前



制御盤交換後



9.改造実施例 リミットスイッチ

リミットスイッチ交換前（取外）

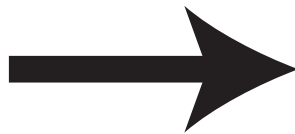


リミットスイッチ交換後(取付)



10.改造実施例 荷台中天井

荷台中天井追加前



荷台中天井追加後



11.改造実施例 1 階リフトゲート

1 階リフトゲート追加前



1階リフトゲート追加後



12.改造実施例 2階リフトゲート

2 階リフトゲート追加前



2階リフトゲート追加後



13.改造実施例 安全柵

安全柵追加前



安全柵追加後



14.改造実施例 ホイスト式 1階

1 階施工前



1 階施工後



15.改造実施例 ホイスト式 B1階

B1 階施工前



B1 階施工後



16. トライα

建築基準法の確認申請と労働安全衛生法の設置報告が不要

- 簡易リフトの動きに加え、
テーブルが前後に動きます
- 既設簡易リフトの改造も可能
- 防爆、クリーンルーム使用等にも対応



17.会社概要

[社 名] トライシステムエンジニアリング株式会社

[本 社] 〒175-0082

東京都板橋区高島平1-10-11

T E L 03-3935-8300 F A X 03-3935-8301

[大阪営業所] 〒560-0036

大阪府豊中市蛍池西町2-3-3-501

T E L 06-6152-5926 F A X 06-6152-5928

[納入先ユーザー]

官公庁/薬品プラント工場/健康食品工場/工場/倉庫/食品工場/化学プラント

[主要取引先]

味の素エンジニアリング株式会社/伊藤忠マシンテクノス株式会社/日本コークス工業株式会社/

株式会社 豊通マシナリー/三菱ケミカルエンジニアリング株式会社/ユアサ商事株式会社/

ユアサネオテック株式会社/他プラントメーカー数社

株式会社大林組/他中堅ゼネコン各社 敬称略



TRY SYSTEM
ENGINEERING